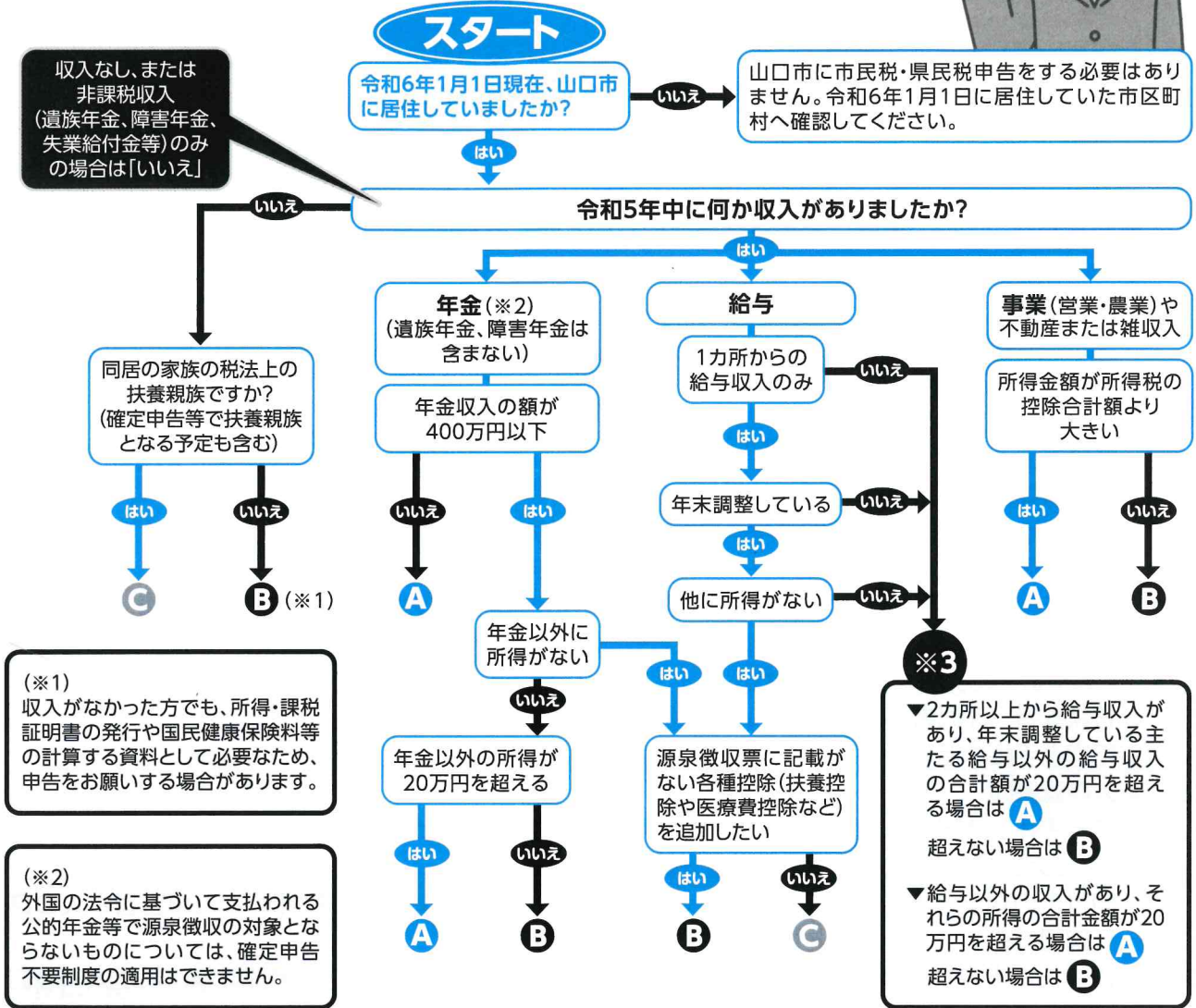
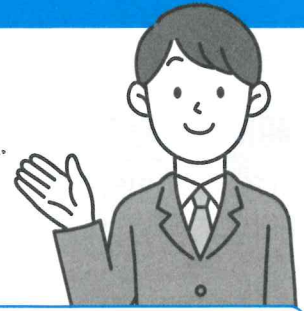


令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



判定結果 このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税申告は必要ありません。
B	市民税・県民税申告が必要です	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をすることもできます。
C	所得税の確定申告、市民税・県民税申告は必要ありません	

— 所得税の確定申告について —

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外にスマホやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。ID・パスワード方式で簡単に「電子申告(e-Tax)」を利用して提出することができます。

市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告会場で受付をする申告は、①市民税・県民税の申告と、②所得税の確定申告です。所得税の確定申告については、市では受付できないもの(3ページ参照)があります。

期間・会場等

「各会場の申告受付日程(5・6ページ)」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しく下さい。また、平日に来られない方のために休日申告会場を設けていますので、指定日をご確認のうえ、ご利用ください。

※受付終了時刻を過ぎてご来場された方や会場にお戻りになられた方には、当日当会場での申告受付をお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。

申告時にご持参いただくもの

- 1 市民税・県民税申告書(申告会場にもあります)
- 2 収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得のある方)及び収支内訳書作成の根拠となった収入・必要経費の額が分かるもの
- 3 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票(給与または公的年金)、支払報告書、帳簿書類、領収書、個人年金の税申告用の書類(年金支払証明書)など
- 4 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書など
 - ※国民健康保険納付額証明……………令和5年10月26日発送
 - 介護保険納付額証明……………令和6年1月22日発送予定
 - 後期高齢者医療保険納付額証明……………令和6年1月22日発送予定
 - 社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。
 - ・被扶養者(配偶者または子など)の所得が分かるもの
 - ・障害者手帳など
- 5 本人確認書類
 - ・申告者本人が申告する場合は、個人番号確認資料(マイナンバーカード等)、身元確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
 - ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、代行者の身元確認資料と申告者本人の身元確認資料
 - ・代理人が申告する場合(上記以外の場合)は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人(窓口にいらっしゃる方)の身元確認資料、委任状(代理権の確認書類)
- 6 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類
 - ・親族関係が分かる書類(外国語で作成されているものは翻訳文を添付)
 - ・送金状況が分かる書類(金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など)

申告に関する書類の配布について

各総合支所・各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)では、下枠の書類のみ配布します。

下枠以外の所得税の確定申告に関する書類(確定申告書等)が必要な方は最寄りの税務署へお問い合わせください。

- 【配布する書類】 ●市民税・県民税申告書 ●市民税・県民税申告の手引き ●医療費控除の明細書
●収支内訳書(一般用・不動産所得用・農業所得用) ●収支内訳書の書き方

書類の事前作成等にご協力ください

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」や医療費控除の申告をされる方については、事前に書類の作成をお願いします。作成をされている方から優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療を受けた人」「病院や薬局」ごとに記載した医療費控除の明細書をあらかじめ作成してください。

※医療費の領収書のみでは申告はお受けできません。領収書については自宅で5年間保存してください。健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することで「医療費控除の明細書」の記入が簡素化できます。(「医療費通知」は自己負担額等が記載されたものに限りです)。

※「医療費通知」の記載内容によっては、令和5年中の医療費支払額が全て確認できない場合があります。その場合には、医療費通知には記載されていない診療月の領収書をご確認のうえ、「医療費控除の明細書」へ記入してください。

※「医療費控除の明細書」は、最寄りの総合支所、申告受付を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

ご自身で申告書を作成できる方は、郵送による提出や各総合支所総合サービス課に設置する「提出箱」に投函されることをお勧めします。

提出先

- 郵送の場合 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 市民税課 市民税担当 宛
- 提出箱(各総合支所総合サービス課に設置)に投函
- 設置期間: 2月16日(金) から 3月15日(金) まで(平日8:30~17:00)
- ※小郡総合支所については、第1会議室に設置しています。(平日8:30~14:00)
- ※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

- ※郵送・投函される際は、以下の記入内容等・添付書類に漏れがないことをご確認ください。
- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)、連絡先(日中連絡が取れる電話番号)
 - ・マイナンバーカードの写し(両面)もしくは、マイナンバーの記載のある住民票と身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の写し
 - ・1ページに掲載している申告時持参物「3 所得の計算に必要なもの」および「4 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒(返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。

市民税・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方
 - ※給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)の追加がある方は申告が必要です(表紙参照)。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方の税法上の扶養家族になっている方(扶養している方が市外の場合を除く)
- 5 令和5年中に亡くなられた方
 - ※令和5年度の市民税・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

問い合わせ先

市民税課市民税担当(山口総合支所1階) 電話 083-934-2735 FAX083-933-1083

山口税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書を提出される方へ


確定申告はスマホからできます。

スマホやパソコンから、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。また、①マイナンバーカード、②マイナンバーカード読み取り対応スマホがあれば、確定申告書をe-Taxで送信することも可能です。

まずは、「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

作成コーナー QRコード




作成コーナー QRコード

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・ Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

検索

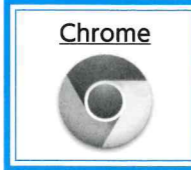
▶ **対応ブラウザを確認**

iPhoneの方



Safari

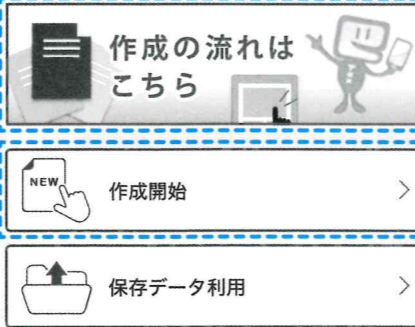
Androidの方



Chrome

作成前に申告書作成の流れを確認!

作成の流れはこちら



山口税務署からのお知らせ 令和5年6月30日からの大雨で被害を受けられた方へ

この災害により住宅や家財等に被害を受けられた方は、確定申告で雑損控除等の適用を受けることにより、所得税や市民税・県民税の全部又は一部が軽減・免除される場合があります。

山口税務署では令和5年分の確定申告に向け、雑損控除のご相談をされる方のみを対象とした相談会を下記のとおり実施しますので、希望される方はご来場ください。

雑損控除等の相談会のご案内

会場	山口地方合同庁舎1号館1階共用第一会議室 (山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館)
開催期間	令和6年1月25日(木)～1月31日(水)【土日を除く】 受付:午前9時～午後4時まで (相談時間は午後5時まで)

持参書類

- ① 被災証明書
- ② 被害を受けた資産の面積や取得価格、取得時期等詳細
- ③ 災害に関連した費用、受領した保険金がわかるもの
- ④ 令和5年分の所得金額や所得控除のわかるもの

次の内容の確定申告は、**市民税・県民税申告受付会場**で受付ができませんので、税務署へご相談ください。

※次の内容以外でも**市民税・県民税申告受付会場**で受付できない場合がありますので、ご了承ください。

- ・ 土地建物や株式の譲渡、先物取引による所得の申告をされる方
- ・ 青色申告をされる方
- ・ 初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をされる方
- ・ 亡くなられた方の申告をされる方
- ・ 過年分(令和4年分以前)の申告をされる方
- ・ 山林所得、退職所得の申告をされる方
- ・ 災害減免法による所得税の軽減免除
- ・ 災害に係る雑損控除

問い合わせ先

上記の申告内容に関することは、山口税務署までご連絡ください。

その他、確定申告に関する一般的なご相談は、確定申告テレフォンセンターまでご連絡ください。
(山口税務署(代表083-922-1340)に電話し、「0」番を選択してください。)

国税庁
ホームページは
こちら→



東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置が終わります

東日本大震災復興基本法に基づき、個人の市民税・県民税が臨時的に年額1,000円引き上げられていましたが、この臨時的措置が令和5年度をもって終了します。

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、土砂崩れや浸水といった自然災害を防ぐために、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して1人1,000円が課税され、市民税・県民税の均等割と併せて市が徴収します。

森林環境税については、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境税の納税義務者

森林環境税は国内に住所を有する個人に課税されます。ただし、以下の方については課税されません。

森林環境税が課税されない方

※市民税・県民税と森林環境税の基準(非課税になる基準)が異なります。

	森林環境税(国税)	(参考)市民税・県民税
扶養親族を有しないとき	合計所得金額(※1)が41万5千円以下の場合(収入が給与のみの場合、給与収入96万5千円以下)	合計所得金額(※1)が42万円以下の場合(収入が給与のみの場合、給与収入97万円以下)
扶養親族を有するとき	合計所得金額(※1)が次の金額以下の場合 31万5千円×【1+扶養親族数(※2)】 +10万円+18万9千円	合計所得金額(※1)が次の金額以下の場合 32万円×【1+扶養親族数(※2)】 +10万円+19万円

※未成年者、または障害者控除、寡婦またはひとり親控除が適用されている方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税、森林環境税のいずれも非課税となります。

(※1) 合計所得金額：損失の繰越控除前の総所得金額等(※3)

(※2) 扶養親族数：前年中の合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満の扶養親族を含みます)。ただし、配偶者特別控除を適用している配偶者は含みません。

(※3) 総所得金額等：総所得金額(給与所得や公的年金の所得、事業所得などの合計額)、土地建物・株式等の譲渡所得金額、山林所得金額などの合計額(純損失及び雑損失の繰越控除を受けている場合にはその適用後の金額)

森林環境税の詳細はこちら



国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の市民税・県民税から、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象から除外されます。

- ・ 留学により非居住者になった人
- ・ 障害者
- ・ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

国外居住親族に係る扶養控除等の見直しの詳細はこちら



上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や特定株式等譲渡所得等については、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式が選択できていましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税(市民税・県民税)が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、課税方式を所得税に一致させることとなりました。

これにより、所得税の確定申告で特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得を申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されます。市民税・県民税の扶養控除や配偶者控除等の適用、非課税判定のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定等、各種行政サービスに影響がありますのでご注意ください。

各会場の申告受付日程 ※受付時間を確認してください

開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。申告受付をされる方は受付時間内の受付をお願いします。受付時刻終了後に会場された方は受付できませんのでご注意ください。

【全体会場：山口総合支所2階 申告会場】

開催日	受付時間	会場
2月1日(木)～3月15日(金)の平日	8:30～17:00	山口総合支所2階 申告会場
2月25日(日) 休日申告	9:30～16:00	山口総合支所1階 市民税課カウンター前

【山口地域：地域交流センター等】

開催日	会場	受付時間
2月1日(木)	宮野・吉敷・佐山 地域交流センター	9:30～14:00
2月2日(金)	大歳・嘉川 地域交流センター 仁保 地域交流センター	
2月5日(月)	平川・二島 地域交流センター	9:30～14:00
2月6日(火)	小鯖地域交流センター、山口南総合センター 多目的ホール	
2月7日(水)	大内 地域交流センター	
2月8日(木)	陶 地域交流センター	
2月9日(金)	鑄銭司 地域交流センター	

【小郡地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月16日(金)	地区指定なし(ご都合の良い方)	8:30～14:00	小郡 総合支所 1階 第1 会議室
2月18日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30～16:00	
2月19日(月)	奥畑、前畑、新町西、平原、宮の原、宮の前、椎の木、わかば台、新町東上、新町東下、光が丘南、光が丘中、光が丘東、白土、ヴェルコリーナ、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、岩屋、八方原、森下	8:30～14:00	
2月20日(火)			
2月21日(水)			
2月22日(木)			
2月26日(月)			
2月27日(火)	地区指定なし(ご都合の良い方)	8:30～14:00	
2月28日(水)			
2月29日(木)	三軒屋、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、柏崎、新開、原、金池、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、若草・平砂町、維新町、給領町、栄町、平成町、前田町		
3月1日(金)			
3月4日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)		
3月5日(火)～3月15日(金)の平日			

【阿知須地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月25日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30～16:00	阿知須地域 交流センター 1階多目的室
2月27日(火)	小古郷、前山、小山	8:30～14:00	
2月28日(水)	北祝、南祝、西祝		
2月29日(木)	東条、縄田		
3月1日(金)	中村、西条、寺河内、浜、二の宮		
3月4日(月)	砂郷、飛石、沖の原		
3月5日(火)	岩倉、旦、浜表、赤迫		
3月6日(水)	井関、野口、杖川、河内、源河		
3月7日(木)	向井関、引野、仙在、青畑、焼野、岡		
3月8日(金)			

【秋穂地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月13日(火)	大河内北、大河内南、天神町	8:30～14:00	大海総合センター
2月14日(水)	浜中、北条、中条		
2月15日(木)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月18日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30～16:00	秋穂総合支所 第1会議室
2月19日(月)	中道、花香南、花香北、中津江	8:30～14:00	
2月20日(火)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月21日(水)	黒瀧南、東天田、西青江、先青江		
2月22日(木)	日地、金山領		
2月26日(月)	中野		
3月5日(火)	下村、宮之旦		
3月6日(水)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒瀧北		
3月7日(木)	上記開催日に来られない方		

【徳地地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月5日(月)	上村、藤木	9:30～14:00	徳地交流センター 島地分館
2月6日(火)	島地、山畑	9:30～12:00	
2月7日(水)	鯖河内、串	9:30～14:00	徳地地域交流センター串分館
2月8日(木)	船路、引谷		
2月9日(金)	八坂、三谷	9:30～12:00	徳地地域交流センター 八坂分館
2月13日(火)	柚木、野谷		
2月25日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30～16:00	徳地地域交流センター 柚野分館
2月26日(月)	堀	8:30～14:00	
2月27日(火)			
2月28日(水)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月29日(木)	上記開催日に来られない方		
3月1日(金)			
3月4日(月)			

【阿東地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月7日(水)	嘉年上	9:30～14:00	嘉年基幹集落センター
2月8日(木)	嘉年下	9:30～12:00	
2月9日(金)	地福上	9:30～14:00	阿東老人福祉センター
2月13日(火)	地福下	9:30～12:00	
2月14日(水)	徳佐上	8:30～14:00	阿東地域交流センター
2月15日(木)			
2月16日(金)	徳佐中(坂手、東畑、原山、上市東、上市西、小南、真行、丸山、平丸、水戸)	9:30～16:00	
2月18日(日)	休日申告 平日に来られない方		
2月21日(水)	徳佐中(駅通、栄町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山、羽波)	8:30～14:00	
2月22日(木)	徳佐下		
3月11日(月)	生雲西分	9:30～14:00	阿東地域交流センター 生雲分館
3月12日(火)	生雲中		
3月13日(水)	生雲中、蔵目喜	9:30～12:00	阿東地域交流センター 篠生分館
3月14日(金)	生雲東分	9:30～14:00	
3月15日(木)	篠目	9:30～12:00	

問い合わせ先

市民税課市民税担当(山口総合支所1階)

☎083-934-2735

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告受付日程表

各会場や休日の受付日によって
受付時間が異なりますので御注意下さい。

地域/会場		2月															3月																																									
		1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金													
山	山口総合支所2階 申告会場 (2月25日は1階 市民税課カウンター前)	A	A			A	A	A	A	A				A	A	A	A			A	A	A	A			●	A	A	A	A	A				A	A	A	A	A			A	A	A	A	A												
	仁保地域交流センター		C																																																							
	小鯖地域交流センター						B																																																			
	大内地域交流センター							B																																																		
	宮野地域交流センター																																																									
	吉敷地域交流センター	B																																																								
	平川地域交流センター	B																																																								
	大歳地域交流センター		B																																																							
	陶地域交流センター																																																									
	鑄銭司地域交流センター																																																									
	山口南総合センター																																																									
	二島地域交流センター																																																									
	嘉川地域交流センター		B																																																							
	佐山地域交流センター	B																																																								
小郡 阿知須 秋穂 徳地 阿東 東	小郡総合支所1階 第1会議室																																																									
	阿知須地域交流センター1階 多目的室																																																									
	秋穂総合支所 第1会議室																																																									
	大海総合センター																																																									
	徳地地域交流センター 2階大会議室																																																									
	徳地地域交流 センター																																																									
	島地分館																																																									
	串分館																																																									
	八坂分館																																																									
	袖野分館																																																									
	阿東老人福祉センター																																																									
	阿東地域交流センター 篠生分館																																																									
	嘉年基幹集落センター																																																									
	阿東地域交流センター 生雲分館																																																									
阿東地域交流センター																																																										

受付時間:A 8:30~17:00 B 9:30~14:00 C 9:30~12:00 D 8:30~14:00 ●9:30~16:00
駐車場の混雑が予想されます。来庁者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。